

○枚方市情報公開条例（抜粋）

（公開しないことができる情報）

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人も閲覧することができる」とされている情報
 - ロ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
 - ハ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- ニ 法令等の規定による許可、認可、届出その他これらに相当する行為の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが公益上必要があると認められる情報
- (2) 法令等の規定により、公開することができない旨が明示されているもの
- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体又はこれらに準ずる団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 人の生命、身体又は健康を害し、又は害するおそれのある事業活動に関する情報
 - ロ 人の財産又は生活に影響を及ぼす違法又は不当な事業活動に関する情報
- (4) 市が国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）と協力して行う事務事業又は国等から依頼、協議等を受けて行う事務事業に関して作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、市と国等との協力関係を著しく損なうと認められるもの
- (5) 公開しないとの約束の下に、個人又は法人等から任意に提供された情報であつて、当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの
- (6) 市の内部又は市と国等との間における審議、協議、検討、調査研究その他の意思形成過程に関する情報であつて、公開することにより、当該意思形成を適正又は公正に行うことに著しい支障が生じると認められるもの

- (7) 市又は国等が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、渉外、争訟、試験、人事その他の事務事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業の目的を著しく失わせ、又はこれらの事務事業の適正若しくは公正な執行を著しく妨げると認められるもの
- (8) 公開することにより、人の生命、身体、健康、財産又は生活の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じると認められるもの